

さすがねっと Sプラン利用料割引等に関する規約

大阪ガス株式会社

第1条 (規約の適用)

大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすがねっと Sプラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすがねっと Sプラン契約約款、さすがねっと Sプラン リモートサポートに関する利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、月額の利用料金等（以下「月額利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）及びその他特典（利用料割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。

- 2 本規約に記載が無い事項に関しては、各種サービス約款等が適用されます。
- 3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、本特典の遡っての適用は行いません。
- 4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。

第2条 (規約の変更等)

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。

第3条 (申込の承諾)

当社は、本特典の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、本規約に記載されている提供条件を満たさない場合、申込を承諾しません。
- 3 本規約に定める提供条件に合致しない場合、当社は本特典の適用を行いません。
- 4 本特典は、適用よりも前に、当社とのいかなる契約も当社による解除により終了したことがないことが条件となります。

第4条 (利用料割引特典の適用終了)

当社は、利用料割引特典については割引期間が満了したときに、その適用を終了します。

- 2 前項の場合において、利用料割引特典の適用終了に関して、当社は契約者に対して事前の告知は行いません。
- 3 利用料割引特典の割引期間が満了する前に、当社がその適用を終了する場合には、当社は事前に告知を行います。
- 4 当社は、契約者が利用料割引特典及びその他特典の適用条件を満たさなくなった場合、利用料割引特典及びその他特典の適用を終了します。この場合、当社から利用料割引特典及びその他特典の適用が終了する事について告知は行いません。

第5条 (利用料割引特典及びその他特典の変更・中止・中断)

当社は、当社の都合により利用料割引特典及びその他特典の適用について変更、中止又は中断をする

ことがあります。

第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)

1 利用料割引特典

1-1 スタート割

- (1) さすがねっと S プランの提供が開始された場合、さすがねっと S プランの提供が開始された日が属する月を1か月目として、別表1に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと S プランの月額利用料から減額します。
- (2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。
 - ・過去同一の場所においてさすがねっと S プランを利用している場合。
- (3) さすがねっと S プラン契約約款の定めに基づきさすがねっと S プランの月額利用料を日割りする場合、スタート割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと S プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。

1-2 セット割

- (1) 次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、さすがねっと S プランの月額利用料から300円(税込330円)を減額します。
 - ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。
 - ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。
- (2) セット割は、さすがねっと S プランの提供開始日の属する月の末日までに申込みいただいた場合はさすがねっと S プランの提供が開始された日から、さすがねっと S プランの提供開始日の属する月の翌月以降に申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料から適用いたします。なお、さすがねっと S プラン契約約款の定めに基づきさすがねっと S プランの月額利用料を日割りする場合、セット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと S プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。
- (3) 契約者は、セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、セット割の適用は、当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にセット割が適用されていた場合、セット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

1-3 違約金相当額補填割引

- (1) さすがねっと S プランの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと S プランの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス(以下、「他社サービス」といいます。)の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。
 - ・契約者が、当社のさすがねっと S プランの提供が開始された日が属する月を1か月目として

6 か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。

- ・契約者が、当社のさすガねっと S プランの契約成立日以降に他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したこと。
- (2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。
- ・過去同一の場所においてさすガねっと S プランを利用している場合。
- (3) 違約金相当額補填割引は、さすガねっと S プランの提供が開始された日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、さすガねっと S プラン契約約款の定めに基づきさすガねっと S プランの月額利用料を日割りする場合、違約金相当額補填割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと S プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。

1-4 工事費相当額割引

(2022 年 6 月 30 日までに契約を締結した場合)

- (1) さすガねっと S プランの標準工事費の支払いが発生し、さすガねっと S プランの提供が開始された場合、さすガねっと S プランの提供が開始された日が属する月の翌月を 1 か月目として、別表 3 に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと S プランの月額利用料から減額します。
- (2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。
- ・過去同一の場所においてさすガねっと S プランを利用している場合。
- (3) さすガねっと S プラン契約約款の定めに基づきさすガねっと S プランの月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと S プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。

(2022 年 7 月 1 日以降に契約を締結した場合)

- (1) さすガねっと S プランの標準工事費の支払いが発生し、さすガねっと S プランの提供が開始された場合、さすガねっと S プランの提供が開始された日が属する月を 1 か月目として、別表 3 に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと S プランの提供が開始された日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、さすガねっと S プランの提供が開始された日が属する月の翌月以降についてはさすガねっと S プランの月額利用料から減額します。
- (2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。
- ・過去同一の場所においてさすガねっと S プランを利用している場合。
- (3) さすガねっと S プランの月額利用料から減額する場合で、さすガねっと S プラン契約約款の定めに基づきさすガねっと S プランの月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと S プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。

1-5 ひかり TV2 台特別割

(2022 年 6 月 30 日までに契約を締結した場合)

- (1) 次の条件を満たす場合、ひかり TV for NURO の利用開始月を 1 か月目として、3 か月目から 24 か月目の期間について、さすガねっと S プランの月額利用料から 800 円（税込 880 円）を減額

します。

- ・ さすがねっと S プランの申込みと同時に、ひかり TV for NURO の 1 契約目としてテレビおすす
めプラン（ひかり TV 2 ねん割、チューナーレンタルあり）を、2 契約目として基本放送プラ
ン（チューナーレンタルあり）を申込みいただき、ひかり TV for NURO を利用開始された場合
- (2) 前項の適用条件を満たさなくなった場合、ひかり TV2 台特別割の適用を終了します。また、ひ
かり TV2 台特別割は、その他の月額基本料金に関わる利用料割引特典又はその他特典と併用で
きない場合があります。

(2022 年 7 月 1 日以降に契約を締結した場合)

- (1) 次の条件を満たす場合、ひかり TV for NURO の利用開始月を 1 か月目として、3 か月目から 24
か月目の期間について、さすがねっと S プランの月額利用料から 800 円（税込 880 円）を減額
します。
- ・ さすがねっと S プランの申込みと同時に、ひかり TV for NURO の 1 契約目として専門チャ
ネルプラン（ひかり TV はじめて割、チューナーレンタルあり）を、2 契約目として基本プラ
ン（チューナーレンタルあり）を申込みいただき、ひかり TV for NURO を利用開始された場合
- (2) 前項の適用条件を満たさなくなった場合、ひかり TV2 台特別割の適用を終了します。また、ひ
かり TV2 台特別割は、その他の月額基本料金に関わる利用料割引特典又はその他特典と併用で
きない場合があります。

2 その他特典

2-1 さすがねっと S プラン リモートサポート月額利用料金無料特典

- (1) さすがねっと S プラン リモートサポートを新規に申込みされた場合は、さすがねっと S プラ
ン リモートサポートの開始日の属する月とその翌月のさすがねっと S プラン リモートサポー
トの月額利用料金を無料とします。
- (2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。
- ・ 過去同一の場所においてさすがねっと S プラン リモートサポートを利用している場合。

別表

別表 1（スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間）

(2024 年 9 月 30 日までに契約を締結した場合)

対象サービス	割引額	割引期間
さすがねっと S プラン 2G コース（3 年定期契 約）	2,200 円 （税込 2,420 円）	12 か月

(2024 年 10 月 1 日以降に契約を締結した場合)

対象サービス	割引額	割引期間
さすがねっと S プラン 2G コース（3 年定期契 約）	2,200 円 （税込 2,420 円）	6 か月

別表 2 (違約金相当額補填割引 割引額及び割引期間)

他社サービスの違約金額	割引額	割引期間
1,000 円以下 (税込 1,100 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	1 か月
1,001 円以上 2,000 円以下 (税込 1,101 円以上 2,200 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	2 か月
2,001 円以上 3,000 円以下 (税込 2,201 円以上 3,300 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	3 か月
3,001 円以上 4,000 円以下 (税込 3,301 円以上 4,400 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	4 か月
4,001 円以上 5,000 円以下 (税込 4,401 円以上 5,500 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	5 か月
5,001 円以上 6,000 円以下 (税込 5,501 円以上 6,600 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	6 か月
6,001 円以上 7,000 円以下 (税込 6,601 円以上 7,700 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	7 か月
7,001 円以上 8,000 円以下 (税込 7,701 円以上 8,800 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	8 か月
8,001 円以上 9,000 円以下 (税込 8,801 円以上 9,900 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	9 か月
9,001 円以上 10,000 円以下 (税込 9,901 円以上 11,000 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	10 か月
10,001 円以上 11,000 円以下 (税込 11,001 円以上 12,100 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	11 か月
11,001 円以上 12,000 円以下 (税込 12,101 円以上 13,200 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	12 か月
12,001 円以上 13,000 円以下 (税込 13,201 円以上 14,300 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	13 か月
13,001 円以上 14,000 円以下 (税込 14,301 円以上 15,400 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	14 か月
14,001 円以上 15,000 円以下 (税込 15,401 円以上 16,500 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	15 か月

15,001 円以上 16,000 円以下 (税込 16,501 円以上 17,600 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	16 か月
16,001 円以上 17,000 円以下 (税込 17,601 円以上 18,700 円以下)	1,000 円 (税込 1,100 円)	17 か月
17,001 円以上 (税込 18,701 円以上)	1,000 円 (税込 1,100 円)	18 か月

別表 3 (工事費相当額割引 対象サービス、割引額及び割引期間)

(2022 年 6 月 30 日までに契約を締結した場合)

対象サービス	割引額	割引期間
さすガねっと S プラン 2G コース (3 年定期契約)	1 か月目 1,148 円 (税込 1,262 円) 2 か月目から 35 か月目まで 1,143 円 (税込 1,257 円)	35 か月

(2022 年 7 月 1 日以降に契約を締結した場合)

対象サービス	割引額	割引期間
さすガねっと S プラン 2G コース (3 年定期契約)	1 か月目 1,119 円 (税込 1,230 円) 2 か月目から 36 か月目まで 1,111 円 (税込 1,222 円) ※1 か月目は、契約事務手数料が発生する場合にのみ 割引	36 か月

附則

(実施期日)

本規約は、2025 年 2 月 4 日から実施します。